

神戸市役所本庁舎 環境マネジメントシステムの活動成果

— 令和2年度の取り組み結果について —

1. 適用範囲

本環境マネジメントシステムは、本庁舎（1号館、4号館）における職員（会計年度任用職員等を含む）の事務事業に適用します。

2. 取り組みの対象

環境宣言に基づき、本庁で所管する事務事業が及ぼす環境への影響の程度や、適用される環境関係の法規制を調査し、取り組みの対象を定めています。

■取り組み対象一覧表

分野	対象	取り組み内容(例)	対象所属
1. 環境改善目標及び改善計画を作成して着実に実施するもの（オフィス事務）	電気・都市ガスの使用削減、廃棄物の分別・発生抑制など	・ unnecessary 照明の消灯 ・ リサイクル容器の設置、ごみ箱・照明スイッチへの管理者表示 ・ 取り組みチェックのパトロール実施	全所属
2. 環境法規制を確実に順守するもの	グリーン調達推進など	・ グリーン調達方針の順守	全所属
	機器・設備の管理など	・ ばい煙発生施設の排ガス測定 ・ 電気等のエネルギー使用量の記録・報告	所管所属

3. 令和2年度の目標の達成状況

(1) 環境改善目標及び改善計画の実施

本庁の全16局室の1,964名(令和2年度末時点)で取り組んだ結果、以下の通りでした。

■オフィス事務(エコオフィス)の取り組みの実績評価結果

対象事務事業	R2目標	管理目標値比	評価結果
電気・都市ガスの使用に伴うエネルギー消費量	H28,29 平均値以下	-4.2%	○ 目標達成
職員一人あたりのもえるごみの排出量	H28,29 平均値以下	-10.8%	○ 目標達成
職員一人あたりの水道使用量	H28,29 平均値以下	+28.9%	× 目標超過
紙の使用量(印刷量)	H29 30%削減	-20.9%	○ 目標達成
公用車燃料使用量	H28,29 平均値以下	-13.5%	○ 目標達成

- ・ オフィス事務の5つのプログラムのうち、4つにおいて、目標を達成しました。
- ・ 「水道使用量」については、庁舎内のトイレ洗浄水の一部を地下水から上水へ変更したことが1人当たりの上水使用量の増加の要因と考えられます。

(2) 環境法規制等の順守

オフィス事務に関わるリサイクル、グリーン購入、大気など24の法令等について状況を確認した結果、不適合はありませんでした。